

【CLOメルマガ】デジタルプラットフォーム透明・公正化法～大規模オンラインモール等に対する出店者への取引条件開示の義務付け～

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第6号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、令和2年5月27日に成立したデジタルプラットフォーム透明・公正化法の概要を中心に取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

今号の目次

1. デジタルプラットフォーム透明・公正化法
2. 民事執行法改正
3. 民法改正～債権譲渡～

~~~~~

### 【デジタルプラットフォーム透明・公正化法】

#### 1 「デジタルプラットフォーム透明・公正化法」の成立

令和2年5月27日、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」(以下、「デジタルプラットフォーム透明・公正化法」といいます。)が成立しました。法律の原文は、以下のリンク先からご確認いただけますので、ご参照ください。

- 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律
- <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200218001/20200218001-3.pdf>

近年、インターネット上のショッピングモールやアプリストア等のデジタルプラットフォームが重要な役割を果たすようになった一方で、取引の透明性が低いことや、利用者の合理的な要請に対応する手続・体制が不十分であるといった懸念が指摘されています。

令和元年10月には公正取引委員会より、『デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書(オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取

引)』が公表されており、その中では、手数料の引き上げや新しい決済システムの導入等の取引条件の変更が規約変更により一方的に行われている、あるいは、検索表示・決済方法・手数料等について利用者よりも自社又は関連会社を優遇しているなど、独占禁止法上問題となり得る行為が指摘されています。

■ 『デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書(オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引)』

■ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191031b.pdf>

かかる状況を踏まえ、デジタルプラットフォーム透明・公正化法では、デジタルプラットフォームにおける取引の透明性と公正性の向上を図るために、取引条件等の情報の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告と評価・評価結果の公表等の必要な措置を講じることと定められています。

## 2 「デジタルプラットフォーム透明・公正化法」の概要

同法は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性及び公正性を高める必要性の高いものを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として政令に基づき指定し、①特定デジタルプラットフォームの取引条件等の情報の開示の義務付け、②自主的な手続・体制の整備、③運営状況の報告と経済産業大臣による評価を主たる規律の内容としています。

このうち、①については、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、取引を拒絶する場合の判断基準や検索順位を決定する基本的な事項等をデジタルプラットフォームの出店者に開示したり、取引条件を変更する場合に出店者に内容・理由を事前通知する義務等が課されています。

①の規定に違反した場合や②の手続・体制の整備に関して特に必要が認められる場合に、経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して是正措置をとるよう勧告することができ、さらに、①の規定違反については、正当な理由なく勧告に従った是正がなされない場合は、是正措置を命じる行政処分を行うことができます(これらの勧告・行政処分はいずれも公表されます)。また、特定デジタルプラットフォーム提供者が上記①又は③の規定に違反した場合や、是正措置命令(行政処分)に違反した場合は、罰則(罰則の内容は100万円以下又は50万円以下の罰金)が適用されます。

また、経済産業大臣は、特定デジタルプラットフォーム提供者について特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性を阻害する行為があり、その事実が不当な取引拒絶や拘束条件付き取引など独占禁止法第19条(不公正な取引方法の禁止)に違反する場合には、公正取引委員会に適切な措置をとるべきことを求めることができ

るとされており、公正取引委員会との連携を規定しています。

なお、デジタルプラットフォーム透明・公正化法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされており、本法の規制対象となる「特定デジタルプラットフォーム提供者」の該当基準については、今後、本法の施行までに政令により定められます。

### 3 「デジタルプラットフォーム透明・公正化法」を踏まえた対応

本法の成立を受け、特定デジタルプラットフォーム提供者は、本法を遵守し、適切に取引条件等の開示、手続・体制整備、運営状況の報告・評価を行っていく必要があります。他方、特定デジタルプラットフォーム提供者と取引をする出店事業者は、本法により開示が義務づけられた、取引を拒絶する場合の判断基準や検索順位を決定する基本的な事項等を事前に確認し、デジタルプラットフォームを上手に利用していくことがよいでしょう。

本法は、一定規模のデジタルプラットフォーム提供者のみが適用対象となる見込みですが、同法が掲げる透明性や公正性の考え方は、適用対象外のデジタルプラットフォーム提供者にも事実上の影響を与えるのではないかと考えられます。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 山田晃久 ([yamada\\_a@clo.gr.jp](mailto:yamada_a@clo.gr.jp))

弁護士 赤崎雄作 ([akasaki\\_y@clo.gr.jp](mailto:akasaki_y@clo.gr.jp))

弁護士 岩城方臣 ([iwaki\\_ma@clo.gr.jp](mailto:iwaki_ma@clo.gr.jp))

~~~~~

【民事執行法改正】

令和2年4月1日に施行された改正民事執行法において、「第三者情報取得手続」の新設等、様々な改正がなされております。本稿では、主な改正のポイントとして、①債務者財産の開示制度の実効性の向上及び②差押禁止債権をめぐる規律の見直しという点に関し、改正内容及び実務への影響についてご説明いたします。

(記事へのリンク: <https://www.clo.jp/column/2446/>)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 下岸 弘典 (shimogishi_h@clo.gr.jp)

~~~~~

## 【民法改正(債権譲渡)】

令和2年4月1日に施行された改正民法において、債権譲渡の分野では、①譲渡制限特約付債権の取扱い、②将来債権譲渡、③債権譲渡の対抗要件、④債権譲渡と相殺について新たな規定が設けられました。本稿では、これらの改正内容について、ご説明いたします。(記事へのリンク:<https://www.clo.jp/column/2445/>)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 山越 勇樹([yamagoshi\\_y@clo.gr.jp](mailto:yamagoshi_y@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....

弁護士法人中央総合法律事務所(<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル18階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....